

アメリカ合衆国州憲法の義務教育に関する規定

上 原 貞 雄

Abstract

American Current State Constitutional Provisions for Compulsory Education

Sadao UEHARA

The American current state constitutional provisions for education are different respectively in both forms and contents. In another thesis, I already dealt in order with the current state constitutional provisions for aim of promoting education and state responsibility for its attainment, and establishment of public schools, state board of education, and local school board. Now, it is the purpose of this thesis to treat similiarly the current state constitutional provisions relating to compulsory education.

The main contents of this thesis are as follows:

1. origin and development of American compulsory education.
2. adoptions of state constitutional provisions for compulsory education.
3. analysis of current state constitutional provisions for compulsory education.
4. summary.

In this study I used chiefly the next source books, S.S. Abrahamson ed.; "Constitutions of the United States, National and State, vols. 2, 1962, and its additional supplements. Concludedly speaking, 7 state constitutions contain some provisions relating to compulsory school attendance, 30 state constitutions provide for free public or common schools as the core schools of compulsory education, and 11 state constitutions mention partly in any forms to the instructional contents of such schools.

1 義務教育制度の起源と発展

アメリカの義務教育制度は、がららい初期植民地時代にピューリタンが支配したニュー・イングランド地方、殊にマサチューセッツ植民地において先鞭された。すなわち、マサチューセッツ植民地の1642年の法律では、子弟もしくは徒弟に職業技術を修得させ、かつ特に宗教の原理や基本的な法律を讀解させることを主要な内容とした教育義務を親もしくは親方に課した。¹⁾しかし、この規定は、ただ親や親方に教育義務を課したにすぎなかった。当然ながら、かかる教育義務の賦課が実効をあげるためには、子弟や徒弟の就学すべき学校の設置がともなわなければならない。続いて制定された同植民地の1647年の法律では、その意味から、50家族以上の各タウン (town) に対して特に讀み・書きを教える1名の教師を任命し、かつ給与すべきことを規定した。²⁾こうして、同植民地では、親や親方の教育義務について各タウンの教師任命(実質上公立学校設置)義務を定めた。もっとも、この場合、親や親方の子弟や徒弟を教育する義務が、かかる教師のもとへかれらをかよわせる義務(就学義務)にまで転化されなかったこと³⁾は、看過されてはならない。

もちろん、こうした義務教育制度は、マサチューセッツ植民地を中心にニュー・イングランド地方

に限りて暫時開花したものであり、⁴⁾ 17世紀を過ぎると、多様宗派の移民流入によるピーリタン支配体制の崩壊や辺境開拓の進展によるタウン住民の拡散などあいまって、それは急速に衰退した。これに対して、一層広範な諸州において近代的な義務教育制度が実現されるようになったのは、独立後かなりの時期を経て、正当な意味での公立学校として、「無償の、税金で維持される、超宗派的な、州により支配される学校」⁵⁾ が発展する過程においてであったといえる。なお、そのような公立学校がようやく出現するにいたったのは、19世紀もほぼ第二四半期にはいつてからであるが、これについては、ここでは、深く立ち入らない。ただ、その頃から、北部における産業革命・資本主義産業の急速な発展にもなう労働者の増加や西部における辺境開拓の飛躍的拡大による農民勢力の抬頭を背景に、すべての子弟に「共通の学校」(common school)である無償・超宗派・州支配の公立学校の設置が強く要求され、特にニュー・イングランドや旧北西部領地の諸州を中心に、各地方学区においてそうした公立学校が、そして後にはその上構部分の発展として公立ハイ・スクール(high school)も設置されるにいたったことを指摘するにとどめる。

ところで、このような公立学校の普及による各子弟への教育機会の大幅な拡大を一層確実に保障するために、やがて諸州において近代的な義務教育制度が確立されるようになった。殊にニュー・イングランドを含む北部地方では、19世紀前半に産業革命が急速に進展するなかで、多数の年少者が雇用され、これが社会・教育問題となりつつあったが、こうした年少労働の制限・禁止とともに義務教育制度の採択についても、マサチューセッツ州が先導的役割をはたしたのである。すなわち、同州では、1842年に不十分な内容ながら年少労働法を制定し、続いて1852年にはこの国最初の義務就学法(compulsory attendance law)を制定した。特に後法では、8歳から14歳までの各子弟を毎年少なくとも12週間タウンもしくは市の公立学校に就学させるようその親に要求した。ただし、私立学校や家庭でのこれと同等な教育の実施を認めていたこと⁶⁾も見のがされてはならない。また、同州を初めとして1900年までには32州が類似の法律を制定し、そして1918年にはミシシッピ州を最後に全州が7ないしは8歳から8ないしは9カ年にわたる義務就学法を有するにいたった。なお、上記マサチューセッツ州では、すでに1827年の法律により公立学校の無償化が定められ、かつこれに加えて1884年には公立学校就学子弟への教科書無償提供が各タウンに要求されたこと、しかもその後他の州も漸次これにならうようになったことも指摘される。

さらに、第一次大戦後には、ナショナリズムの高揚を背景に、いわゆるアメリカ化運動が強力に推進されたが、そのための主要な施策として、たとえば、多くの州において公立学校での教授用言語としての英語の使用が定められ、かつしばしばこれが、私立学校にも拡大される一方、若干の州において、義務教育段階に限りてではあれ、全子弟の公立学校のみへの就学を強制する試みさえなされた。⁷⁾ また、こうしたなかで、1925年に連邦最高裁判所により下されたかの有名なオレゴン事件(Pierce v. Society of Sisters)に関する判決は、きわめて重要な意味をもつものであった。同判決では、州は「よき市民たるに明らかに必要な諸科目の教授」がなされるよう義務教育段階のすべての学校を規制できるが、しかし親はそのような諸科目の教授のほか宗派的な教授も行う学校に子弟を就学させること、⁸⁾つまり親は義務教育のための子弟の就学に関して公立学校のみならず私立・宗派学校を選択する自由も有することが確認された。⁹⁾ なお、現在、大半の州においては、家庭での義務教育の実施も何らかの法的根拠により認められている。

このように、アメリカの近代的義務教育制度は19世紀のほぼ中葉以後急速に普及した公立学校を中核的基盤として漸次形成されてきたといえるが、本稿では、各州憲法における公立学校に関する諸規定にも留意しつつ、特に義務教育について、具体的には就学義務のほか義務教育の無償や教育

内容に係る諸規定をとりあげて若干の考察を加えたい。

2 義務教育に関する州憲法規定の制定

(1) 就学義務に関する場合

初期植民地時代にマサチューセッツ植民地において先鞭された義務教育制度のもとでは子弟の就学は義務化されず、ようやく19世紀の半ば頃にいたって同じくマサチューセッツ州において初めて一定年齢の子弟の就学義務を明示する法規定がなされた。しかし、就学義務に関して州憲法でも規定がみとめられるようになったのは、もっと後のことである。

試みにソープ編『連邦および州の憲法』(F. N. Thorpe ed., *The Federal and State Constitutions, Colonial Charters, and Other Organic Laws of the States, Territories, and Colonies Now-or-heretofore Forming the United States of America*, 7 vols.; 1909.)に盛られた州憲法史料を詳細に吟味した結果からみれば、就学義務に関して最初の憲法規定を設けたのは、マサチューセッツ州で初めて義務就学法が採択されてから13年後の1865年に改正されたミズリー州憲法においてであったといえる。ミズリー州憲法では、「州議会は、十分な心身の能力を有する各子弟が5歳から18歳までの時期に、他の手段によって教育されない場合には、16か月に相当する期間公立学校に就学しよう法律により要求する権限を有する。」¹⁰⁾(Art. IX Sec. 7)と定めた。また、これに続くものとしては、1868年に改正されたアーカンソー、ノース・カロライナ、サウス・カロライナ、テキサスの4州憲法があげられる。たとえば、ノース・カロライナ州憲法では、「州議会は、心身の十分な能力を有する6歳から18歳までの各子弟が、他の手段によって教育されない場合には、16か月を下らない期間公立学校に就学すべきことを規定する権限を賦与される。」¹¹⁾(Art. IX Sec. 17)と定め、そしてサウス・カロライナ州憲法では、「6歳から16歳までのすべての子弟の、24か月に相当する期間にわたる、公立学校もしくは私立学校のいずれかへの義務就学を規定することは州議会の責務」¹²⁾である(Art. X Sec. 4)とした。さらに続いて、1876年制定のコロラド州憲法、1889年制定のアイダホおよびワイオミング両州憲法、1897年改正のデラウェア州憲法、そして1902年改正のヴァージニア州憲法などにおいて、就学年齢や期間の点で多少の相違はあるもののほぼ類似の就学義務規定が設けられるにいった。

なお、これらの規定の内容について若干付言すれば、一層具体的かつ詳細な規定は概して州議会への立法委任事項とされたことが指摘される。また、今一つには、特にここでは重要な点であるが、サウス・カロライナ州憲法において一定年齢の子弟の「公立学校もしくは私立学校のいずれかへの義務就学」を要求したほか、それらのほとんどの州憲法において「他の手段によって教育されない場合」に限って一定年齢の子弟の公立学校への義務就学に言及したことが注目される。というのも、このような規定から、公立学校以外の私立学校による、もしくは私立学校を含めての他の手段による、義務教育の実施も許容されたと解されるからである。

(2) 義務教育の無償に関する場合

19世紀にはいって公立学校発展の重要な一側面として無償学校が普及するようになったが、それは実質的に授業料とみられるレイト・ビル(rate bill)の廃止により実現された。たとえば、マサチューセッツ州では1827年に、デラウェア州では1829年に、ヴァーモント州では1850年に、インディアナ州では1851年に、オハイオ州では1853年にといったぐあいに、あいついでこれが実現された。¹³⁾

しかし、マサチューセッツ州でアメリカ最初の義務就学法が制定されたのは1852年のことであり、その他の州でも概して義務就学法の制定は同様に無償学校の実現より若干おくれてなされた。

当然ながら、州憲法の場合でも、ほぼ全般的傾向として、就学義務に関する規定より早くから無償学校に関する規定が設けられていたことが指摘される。たとえば、就学義務に関する最初の憲法規定が1865年に改正されたミズリー州憲法においてみとめられるのに対して、無償学校に関する最初の憲法規定は実にそれよりも半世紀ほど前の1816年に制定されたインディアナ州憲法において一応看取される。インディアナ州憲法では、「早急に無償でひとしくすべての者に解放されるタウンシップ(township)の学校から州立大学までの」普通教育制度を規定することは「州議会の責務」である¹⁴⁾(Art. IX Sec. 2)と定めていた。また、これに続いて、1845年にはルイジアナ、テキサスの両州憲法において、1848年にはウィスコンシン州憲法において、1850年にはミシガン州憲法において、それぞれ同様に州議会への立法委任事項として公立学校もしくはコモン・スクールの無償を規定した。これらのうち、ウィスコンシン、ミシガン、カンサスの3州憲法では、「無料で教えられる」もしくは「授業料負担なしに」という具体的表現でかかる規定を設けていた点が注目される。さらに、今世紀にはいるまでには、1861年のウェスト・ヴァージニア州の場合を初めとして23州憲法において、若干表現の違いはあれ、それぞれに公立学校もしくはコモン・スクールの無償を規定するにいたったのである。

このように、アメリカの諸州では、がんらい公立学校の発展過程において概して比較的早期にその無償制が推進されてきたので、後になってかかる公立学校を中核として就学義務制が採用された際、あらためてそこでの義務教育の無償を規定する必要はなかった。事実、いずれの州憲法においても、その際、まったくといっていいほど、直接に義務教育の無償に言及した規定は追加されなかった。しかし、就学義務制の採択により公立学校が義務教育の中核学校となってからはその無償は実質的にそこでの義務教育の無償を含蓄するようになったとみることができる。

ところで、公立学校の発展過程において推進されたその無償制は一般に授業料不徴集のことと受けとられ、したがって上記諸州憲法の無償規定もそのような意味に解されてきた。しかし、今世紀にはいつてカリフォルニア、テキサス、オクラホマなど若干の州憲法では、それとは別の条節のなかで公立学校教科書の無償提供に関する規定が付加されたことも看過してはならない。たとえば、1879年改正のカリフォルニア州憲法では1911・1912年の修正を経て、当初の「無償学校」としての「コモン・スクール」に関する規定(Art. IX Sec. 5)とは別に、「初等学校に就学する全子弟に教科書が……………無料で配分・提供」されるべきこととする規定¹⁵⁾(Art. IX Sec. 7)が追加された。また、1907年制定のオクラホマ州憲法では、1946年の修正を経て、同じく当初の「無償公立学校制度」の規定(Art. XIII Sec. 1)とは別に、「コモン・スクールに就学する全子弟」への教科書「無償提供」を定める規定¹⁶⁾(Art. XIII Sec. 6)が設けられた。なお、これらの州では、既に義務就学法が制定されており、したがってかかる規定は実質的に義務教育の学校としての初等学校もしくはコモン・スクールにおける教科書無償提供を意味したといえる。

(3) 義務教育の教育内容に関する場合

マサチューセッツ植民地の1642年の法律では、職業技術の修得のほか、宗教の原理や基本的な法律の読解が義務教育の主な内容とされた。しかし、同州において1852年に制定されたこの国最初の義務就学法では、教育内容に関する明確な規定は見あたらない。ただ、この義務就学法において「コモン・スクールで教えられる諸教科」を修得ずみの子弟に関して就学義務の免除が規定さ

れていた¹⁷⁾ことが注目される程度である。

ところで、これまでの各州憲法の制定を通じてみても、義務教育の教育内容にかかわると思われる規定は、宗教教育に関するものを別にすれば、それほど多くは設けられず、しかもそのような規定がある場合でも、通常、義務教育の学校である特にコモン・スクール、初等学校あるいは公立学校の教育内容にかかわって断片的に何らかの言及をしてきたにすぎない。たとえば、教授用言語については、それぞれに義務就学法の採択以後、1907年制定のオクラホマ州憲法 (Art. I Sec. 5) や1912年制定のアリゾナ州憲法 (Art. XX Sec. 7) やニュー・ヨーク州憲法 (Art. XXI Sec. 4) において、公立学校の授業を英語で行うべきことを定めた。また、教科については、同じくそれぞれに義務就学法成立以後、1907年制定のオクラホマ州憲法において、「コモン・スクールにおける農業・園芸・牧畜・家政学の初歩教授」を州議会が規定すべきこと¹⁸⁾(Art. XIII Sec. 7)、そして1921年改正のルイジアナ州憲法において、「初等学校では州・国家政府の憲法制度や市民の諸義務に関する教授を含む基本的諸教科」を教えるべきこと¹⁹⁾(Art. XII Sec. 3)を定めた。それから、教科書については、義務就学法制定より5年後の1879年に改正されたカリフォルニア州憲法において、「初等学校での使用のために統一的な教科書シリーズを編集……採択する」権限を州教育委員会に賦与した²⁰⁾が (Art. IX Sec. 7)、これとはほぼ同様な規定は、1902年改正のヴァージニア州憲法 (Art. IX Sec. 132) や1942年修正のノース・カロライナ州憲法 (Art. IX Sec. 9) などにおいても見られた。

なお、公立学校の教育内容に関して、義務教育の学校としてよりもむしろ私立・宗派学校との対比において、しかも高等教育段階の場合まで含めて、そこでの宗派的教授禁止の規定が多くの州憲法におりこまれてきたが、これについては別にとりあげる予定である。

3 義務教育に関する現行州憲法の規定

(1) 就学義務に関する場合

アブラハムソン編『合衆国の憲法一國と州との一』(S. S. Abrahamson ed.; Constitutions of the United States, National and State, 2 vols., 1962, and its additional supplements.)には現行各州憲法が集録されているが、それから特に義務教育にかかわる諸規定を抜きだし、かつ事項別に簡潔に要約整理してみたものが第1・2・3・4表である。これらの表を手がかりに、現行州憲法の就学義務や義務教育の無償および教育内容に関する諸規定について考察を進めたい。

まず、就学義務に関してであるが、第1表によれば、現行憲法上、明確に就学義務に関する規定が見られるのは、コロラド、デラウェア、アイダホ、ニュー・メキシコ、ノース・カロライナ、オクラホマ、ワイオミングのわずか7州の場合のみである。これらは、いずれも、州憲法の短文簡略化の傾向が現われ始めた今世紀20年代以前に制定されたものである。試みにコロラド州の場合をあげれば、「州議会は、心身の十分な能力を有する各子弟が6歳から18歳までの時期に、他の手段によって教育されない場合には、3年に相当する期間、公立学校に就学すべきことを法律により規定することができる。」²¹⁾(Art. IX Sec. 11)と定めている。他の6州の場合にも、概してほぼ類似の規定がうかがわれる。しかし、仔細に検討すれば、これらの諸規定には明らかに若干の共通点と相違点とが看取される。すなわち、共通点としては、7州憲法のいずれも、就学義務に関して一層具体的な規定を州議会への立法委任事項としていることのほか、就学義務の対象たる子弟の範囲を「心身の十分な能力を有する」もしくは「心身健全な」者、あるいは「心身障害

第1表 現行7州憲法の就学義務に関する規定の要約

現行州憲法 (制定・改正年次)	就学義務に関する規定
コロラド (1876) Art. IX Sec. 11	州議会は、心身の十分な能力を有する各子弟が6～18歳の時期に、他の手段により教育されない場合、3年相当の期間公立学校に就学すべきことを法律で規定できる。
デラウェア (1897) Art. X Sec. 1	心身障害のない全子弟が、他の手段により教育されない場合、公立学校に就学すべきことを法律で要求できる。
アイダホ (1890) Art. IX Sec. 9	州議会は、心身の十分な能力を有する各子弟が6～18歳の時期に、他の手段により教育されない場合、公立学校に就学すべきことを法律で要求できる。
ニュー・メキシコ (1912) Art. XII Sec. 5	学齢の、かつ心身の十分な能力を有する各子弟は、法律で定められる時期・期間に、公立・その他の学校に就学することを要求される。
ノース・カロライナ (1863) Art. IX Sec. 3 (1971 am.)	州議会は、適齢の、かつ心身の十分な能力を有する各子弟が、他の手段により教育されない場合、公立学校に就学すべきことを規定せねばならない。
オクラホマ (1907) Art. XIII Sec. 4	州議会は、8～16歳の心身健全な州内の全子弟が、他の教育手段を与えられない場合、毎年少なくとも3か月間公立・その他の学校へ義務就学することを規定せねばならない。
ワイオミング (1890) Art. VII Sec. 9	州議会は、心身の十分な能力を有する各子弟が6～18歳の時期に、他の手段により教育されない場合、3年相当の期間公立学校に就学すべきことを要求せねばならない。

(注) 現行州憲法は、アルファベット順に列挙し、また憲法の条節表記に際しては、次の略号を使用した。他の表も同様である。

Art. = Article (条) Sec. = Section (節) am. = amendment (修正)

のない」者に一応限定していること、コロラド、アイダホ、オクラホマ、ワイオミングの4州憲法が6歳から18歳まで、ないしは8歳から16歳までの各子弟にかかる就学義務を規定しているのに対して、デラウェア、ニュー・メキシコ、ノース・カロライナの3州憲法がそのような就学義務の該当年齢に言及していないことがあげられる。また、コロラド、デラウェア、アイダホ、ノース・カロライナ、オクラホマ、ワイオミングの6州憲法が「他の手段によって教育されない場合」もしくは「他の教育手段を与えられない場合」における「公立学校」への就学義務を規定しているのに対して、ニュー・メキシコ州憲法だけが表現を変えて「公立およびその他の学校」への就学義務を定めていることが指摘される。なお、これら7州憲法を通じて、明らかに公立学校以外の「他の手段」による、もしくは公立学校以外の「その他の学校」での、義務教育の履行が

認められている点も、見のがされてはならない。

そのほか、第1表には掲げなかったけれども、今述べたことと関連して重要と思われる規定がケンタッキー州憲法においてみとめられる。すなわち、ケンタッキー州憲法では、特に「権利章典」(Bill of Rights)のなかで、「何人も良心から反対するいかなる学校へも子弟を就学させることを強要されてはならない。」²²⁾ (Art. I Sec. 5) とある。この規定は、もちろん、親の子弟を就学させる義務の反面としての公権力による就学強制が基本的人権の一つに数えられる親の教育権ないしは学校選択の自由を不当に侵害してはならないことを明示したものとして、大いに注目されよう。

参考までに、州憲法の問題をはなれて、アメリカ各州の就学義務規定の現状についていえば、1954年の連邦最高裁判所による黒人分離教育違憲判決²³⁾以後、ミシシッピ、サウス・カロライナの南部両州がそれまでの就学義務に関する法規定を廃止したために、1960年現在では、両州を除く48州が何らかのかかる法規定をもっているわけであるが、これらのうち30州が7歳から16歳までの各子弟の9か年にわたる公立もしくは私立初等・中等学校への就学義務を定めている。²⁴⁾ただし、現在、多くの州では、法律により極度に心身上障害のある者や結婚した者の場合、その就学義務からの除外を認めており、またカリフォルニア、イリノイ、ニュー・ヨークなど少なからぬ州では、法規もしくは判例により公立や私立学校以外の家庭での義務教育履行を所定の最低教育基準充足を条件として認めている。²⁵⁾

(2) 義務教育の無償に関する場合

既に述べたように、州憲法でも、公立学校もしくはコモン・スクールの授業料不徴集を意味する無償学校に関する規定は就学義務に関する規定より概して早くから設けられ、かつその規定内容は、それぞれの州での就学義務制採択の際、もしくはその後、若干の州において教科書無償提供に関する規定の追加のあったことを除けば、ほとんど変わらなかった。したがって、就学義務制の採択以後では、かかる無償学校に関する規定のうちに実質的に義務教育の同様な意味での無償も含意されるようになったと見ることができる。

第2表によれば、アリゾナ州をはじめ30を数える大半の州の現行憲法において、無償学校に関する何らかの規定が見いだされるが、それだけに、それらの規定内容は各様である。第一には、むしろ例外的ながら憲法のなかで無償学校に関する規定が直接かつ明確に表現されている場合(アーカンソー、コネティカット、イリノイ、ユタの4州)と、ごく普通にそれが州議会の立法事項として(その他のルイジアナを除く25州)、もしくは州教育委員会の管理事項として(ルイジアナ州)、間接に表現されているにすぎない場合とがあげられる。たとえば、前者に属するイリノイ州憲法では、「中等段階までの公立学校の教育は無償でなければならない。」²⁶⁾ (Art. X Sec. 1)と定めている。また、後者に属するカリフォルニア州憲法では、「州議会は、各学校区において無償学校が維持され、かつまかなわれるコモン・スクール制度を規定しなければならない。」²⁷⁾ (Art. IX Sec. 5)とされている。

第二に、無償とされる学校段階については、州により初等段階のみの場合から初等・中等段階の場合、さらにもっと広範におよぶ場合までと各様の憲法規定がみられる。たとえば、ワイオミング州憲法では、「完全かつ統一的な公教育制度」のなかでの「無償初等学校」を規定しているほか、ユタ州憲法でも、初等学校としての「コモン・スクール」の「無償」を規定している。もっとも、両州憲法は、いずれも、今世紀にはいる以前に制定されたものであった。また、ネブラ

第2表 現行30州憲法の無償学校に関する規定の要約

現行州憲法 (制定・改正年次)	無償学校に関する規定
アリゾナ (1912) Art. XI Sec. 6,9	州議会は、各学区で毎年少なくとも6か月間無償学校が維持されるコモン・スクール制度を規定せねばならない。州の法律は、市やタウンが無償のハイ・スクール、工業学校、商業学校を維持できるようにせねばならない。
アーカンソー (1874) Art. XIV Sec. 1	州は、州内の6～21歳のすべての者が無料の教授を受けられる普通の有効な無償学校制度を常に維持せねばならない。
カリフォルニア (1879) Art. IX Sec. 5	州議会は、各学区で無償学校が維持かつまかなわれるコモン・スクール制度を規定せねばならない。
コロラド (1876) Art. IX Sec. 2	州議会は、6～21歳の州全住民が無料で教育されるよう全州を通じて完全かつ統一的な無償公立学校制度の制定・維持を速かに規定せねばならない。
コネティカット (1965) Art. Eighth Sec. 1	本州には、不断に無償初等・中等学校が存せねばならない。
デラウェア (1897) Art. IX Sec. 1	州議会は、普通の有効な無償公立学校制度の制定・維持を規定せねばならない。
フロリダ (1868) Art. IX Sec. 1	統一的な無償公立学校制度の制定・維持・運営のため、法律で規定がなされなければならない。
アイダホ (1890) Art. IX Sec. 1	普通の統一的かつ完全な公立無償コモン・スクール制度の制定・維持は、州議会の責務でなければならない。
イリノイ (1970) Art. X Sec. 1	中等段階までの公立学校教育は無償とする。州議会が法律で定めるところにより、その他の無償教育も存することができる。
インディアナ (1851) Art. 8 Sec. 1	法律で授業料負担なしにすべての者に解放される普通の統一的なコモン・スクール制度を規定することは、州議会の責務とする。
ルイジアナ (1921) Art. XII Sec. 6	州教委は、すべての無償公立学校の監督・支配権を有するものとする。
メアランド (1867) Art. VIII Sec. 1	本憲法採択後第1回会期に、州議会は、全州の完全かつ有効な無償公立学校制度を法律で制定せねばならない。
ミシガン (1964) Art. VIII Sec. 2	州議会は、法律で明示される無償公立初等・中等学校制度を維持かつ財政的に保障せねばならない。

ミシシッピ (1890) Art. VIII Sec. 2(1934, 60am.)	州議会は、6～21歳の全子弟のための無償公立学校の制定・維持を規定せねばならない。
ミズリー (1945) Art. IX Sec. 1(a)	州議会は、法律の定めにより本州の21歳を越えないすべての者の無料教授のため無償公立学校を制定・維持せねばならない。
モンタナ (1889) Art. XI Sec. 7	州の公立無償学校は、6～21歳の全児童・青年に解放されねばならない。
ネブラスカ (1875) Art. VII Sec. 6	州議会は、5～21歳のすべての者の本州コモン・スクールにおける無償教授を規定せねばならない。
ニュー・ジャージー (1947) Art. VIII Sec. IV	州議会は、5～18歳の州全子弟の教育のため完全かつ有効な無償公立学校制度を規定せねばならない。
ニュー・メキシコ (1912) Art. XIII Sec. 1	本州において学齢全子弟の教育のため十分な、かつかかる子弟に解放される統一的な無償公立学校制度が制定・維持されねばならない。
ニュー・ヨーク (1895) Art. XI Sec. 1	州議会は、本州の全子弟が教育される無償コモン・スクール制度の制定・維持を規定せねばならない。
ノース・カロライナ (1868) Art. IX Sec. 2(1) (1971am.)	州議会は、全生徒に均等な機会が与えられる普通の統一的な公立学校制度を課税・その他により提供せねばならない。
ノース・ダコタ (1889) Art. VIII Sec. 148	本憲法採択後第1回会期に、初等から師範・カレッジ課程までの全段階にわたる全州の統一的な無償公立学校制度を規定せねばならない。
オクラホマ (1907) Art. XIII Sec. 1	州議会は、州の全子弟が教育される無償公立学校制度を制定・維持せねばならない。
サウス・ダコタ (1889) Art. VIII Sec. 1	授業料負担なしにすべての者に解放される普通の統一的な公立学校制度を制定・維持することは、州議会の責務とする。
テキサス (1876) Art. VII Sec. 1	有効な無償公立学校制度の制定、およびその財政的保障・維持のための適切な規定は、州議会の責務とする。
ユタ (1896) Art. 10 Sec. 2(1906, 10am.)	コモン・スクールは無償でなければならない。
ヴァージニア (1971) Art. VIII Sec. 1	州議会は、本州の学齢全子弟のため無償公立初等・中等学校制度を規定せねばならない。
ウェスト・ヴァージニア (1872) Art. XII Sec. 1	州議会は、一般法により完全かつ有効な無償学校制度を規定せねばならない。
ウィスコンシン (1848) Art. X Sec. 1	州議会は、実行可能な限りほぼ統一的なディストリクト・スクールの制定を法律で規定せねばならず、かつそれは、4～20歳の全子弟に対して無償、授業料負担なしでなければならない。
ワイオミング (1890) Art. VII Sec. 1	州議会は、必要な各種・各段階の無償初等学校を含む完全かつ統一的な公教育制度の制定・維持を規定せねばならない。

スカおよびウィスコンシンの2州憲法では、それぞれ「5歳から21歳まで」および「4歳から20歳まで」の子弟を対象とした「コモン・スクール」および「ディストリクト・スクール」(district school)の「無償」を定めており、これらに加えてアーカンソー、コロラド、ミズリー、ミシッピ、モンタナ、ニュー・ジャージーの6州憲法では、「6歳から21歳までの」もしくは「21歳を越えない」もしくは「5歳から18歳までの」子弟を対象とした「無償」学校を規定しているが、これらのうち憲法制定の比較的早かった大部分の州の場合は別として、今世紀半ば頃に憲法改正のなされた少なくともミズリーおよびニュー・ジャージーの2州の場合は中等段階までの無償を含意しているとみられる。これに対して、アリゾナ州憲法では、この点、明確に「無償」の「コモン・スクール」のほか公立「無償のハイ・スクール、工業学校、商業学校」を規定し、またコネティカット、イリノイ、ミシガン、ヴァージニアの4州憲法でも、同様に明瞭に「無償初等・中等学校」もしくは「中等段階までの公立学校の無償」もしくは「無償の公立初等・中等学校」を規定している。ついでながら、これらの5州憲法がいずれも今世紀10年代以後に制定もしくは改正されたものであることを付記しておく。さらに、1州だけの場合であるが、ノース・ダコタ州憲法にいたっては、その制定年代が比較的早かったにもかかわらず、「初等から師範・カレッジ課程までの全段階にわたる全州を通じての統一的な無償公立学校制度」(Art. VIII Sec. 148)を樹立すべきこと²⁸⁾を掲げている。

それから、第三には、無償の含意についてであるが、既に指摘したように、歴史的には公立学校の発展過程においてその重要な一局面として授業料不徴集の意味での「無償学校」が実現されたこと、しかもグッド編『教育辞典』(C. V. Good ed.; Dictionary of Education, 3rd ed. 1973.)によれば、現在でも通常「無償学校」(free school)は「個人に授業料の支払いを要求しない学校」²⁹⁾と解されていることに注目する必要がある。特にこの点に関して、アーカンソー、コロラド、ミズリー、ネブラスカの4州憲法では、「無料の教授を受ける」、「無料で教育される」もしくは「無料教授のための」学校と規定し、かつこれらに加えてインディアナ、サウス・ダコタ、ウィスコンシンの3州憲法では、「授業料負担なし」の学校と規定しており、これらの州憲法からは、無償学校が授業料を徴集しない学校という意味であることを確かに看取することができる。しかし、これに対して、残る23州憲法では、それぞれの無償学校に関する規定の条節のなかではそのような無償の意味を明示していない。ただ、これらのうちカリフォルニア、ルイジアナ、オクラホマ、テキサス、ヴァージニアの5州憲法では、無償学校に関する条節とは別に、第3表に列挙したように、それぞれ初等学校やコモン・スクールもしくは公立学校に就学する子弟を対象とした教科書の無償提供に関する規定を含む一条節が追加されていることが指摘される。たとえば、カリフォルニア、オクラホマ、テキサスの3州憲法では、そうした別の条節のなかでそれぞれ初等学校、コモン・スクール、公立無償学校に就学する子弟への教科書の無償提供を、そしてルイジアナ州憲法では、同じく別の条節のなかで初等・中等の公立コモン・スクールに就学する子弟への教科書、その他の書籍、文房具の無償提供を規定している。さらに、近年改正されたヴァージニア州憲法(1971)にいたっては、一部貧困家庭の子弟に限っての公立学校での教科書無償提供を定めている点とはともかく、この規定が「義務教育、無償教科書」という見だしの独立した一条節(Art. VIII Sec. 3)において明確に位置づけられていることは特筆されてよい。

なお、州憲法規定のいかに別にしていえば、今世紀にはいる頃には公立初等・中等学校において授業料制廃止の意味での無償制が実現されたといわれる³⁰⁾が、現在でも若干の雑料金の徴集は法的に認められている。たとえば、たいていの州では、公立初等・中等学校において交通安全

第3表 現行5州憲法の無償教科書提供等に関する規定の要約

現行州憲法 (制定・改正年次)	無償教科書提供等に関する規定
カリフォルニア (1879) Art. IX Sec. 7 (1911, 12 am.)	州教委の規定・編集・採択する教科書が州議会の定める条件のもとに州の昼間・夜間初等学校に就学する全子弟に対して州により経費もしくはその他の何らの負担なしに提供・配分されねばならない。
ルイジアナ (1921) Art. XII Sec. 14	州分離課税資金は、州の初等・中等段階公立コモン・スクールの児童に対して、第一に無償スクール・ブックを提供し、第二に図書館書籍・鉛筆・インキ・習字用紙・ペンなどの無償学用品を提供するために、充当されねばならない。
オクラホマ (1907) Art. XIII Sec. 6	州議会は、州のコモン・スクールのための教科書の体系を規定し、かつ州は、適切な立法によりかかる教科書をその全子弟の使用のため経費無償で提供せねばならない。
テキサス (1876) Art. VII Sec. 3 (1920, 26 am.)	本州の公立無償学校に就学する子弟の使用する教科書を無償提供するため、教育目的用年度州従価税から十分な額を留保することは、州教委の責務とする。
ヴァージニア (1971) Art. VIII Sec. 3	州議会は、親や保護者が財政的にこれを提供できない公立学校就学の各子弟に対して教科書が無経費で提供されるよう保証せねばならない。

教育料、損害預託金、特別教育活動用輸送運賃、生徒保険料、学級費、タオルやロッカー使用料、教科書使用料の多くが徴集を許容されている。³¹⁾ もっとも、教科書の場合、1949年において17州が初等段階のすべての学校で、そしてこれらのうち8州が中等段階のすべての学校でもその無償提供を実施していたほか、15州がかかる無償提供を公立学校の場合に限定していた。³²⁾ また、その後の一般的動向として、教科書無償提供の形態の点で、無償給付にかわって無償貸与が次第に普及するにいたったことも指摘される³³⁾

(3) 義務教育の教育内容に関する場合

既にも述べたが、これまでの各州憲法制定もしくは改正を通じて、義務教育の教育内容にかかわると思われる規定は、宗教教育に関するものを別にすれば、それほど多くは見あたらない。第4表によれば、現行11州憲法において、義務教育の学校である特に「初等学校」、「コモン・スクール」、あるいは少なくとも義務教育段階を内包する「公立学校」の教育内容に関連して、断片的に何らかの言及をしている程度である。

同表によれば、まず教授用言語については、アリゾナ、ルイジアナ、ネブラスカ、ニュー・メキシコ、オクラホマの5州憲法が公立学校もしくはコモン・スクールでの英語による授業を規定している。たとえば、ルイジアナ州憲法では、「公立学校における一般の課業は英語で行われな

第4表 現行11州憲法における公立学校もしくは
 コモン・スクールの教育内容に関する規定の要約

現行州憲法 (制定・改正年次)	教授用言語の規定	教科・その他の規定	教科書の規定
アリゾナ (1912) Art. XX Seventh	公立学校は英語で行われねばならない。		
カリフォルニア (1879) Art. IX Sec. 7 (1911, 12am.)			州教委は、全州の昼間・夜間初等学校での使用のため統一的教科書シリーズを規定し、編集し、もしくは編集させ、採択せねばならない。採択された教科書は、少なくとも4年使用継続すべきこと。
コロラド (1876) Art. IX Sec. 16			州議会も州教委も、公立学校で使用される教科書を規定する権限を有しない。
ルイジアナ (1921) Art. XII Sec. 3, 12	公立学校の一般授業は英語で行われねばならない。	初等学校では、州・国家政府の憲法制度や市民の諸義務に関する授業を含む基本的諸教科が教えられねばならない。	
ネブラスカ (1875) Art. I Sec. 27 (1920am.)	コモン・スクールの諸教科は、公立・私立・宗派・教区学校で英語で教えられねばならない。		
ニュー・メキシコ (1912) Art. XX Sec. 17 Art. XXI Sec. 4	公立学校は英語で行われねばならない。		公立学校のため教科書の統一的体系が存せねばならず、それは6年に1度を越えて修正されてはならない。
ノース・ダコタ (1889) Art. VIII Sec. 149, 151		全学校で、実行可能な限り誠実・節制・清廉・公共心や全種類の正直な労働への尊敬を銘記させる知的諸教科の教授が与えられねばならない。 州議会は、文盲防止、コース・オブ・スタディの適正な画一性保持のため必要なその他の手段がとられねばならない。	
オクラホマ (1907) Art. I Sec. 5 Art. XIII Sec. 6 (1946am.), 7	公立学校は常に英語で行われねばならない。	州議会は、州のコモン・スクールでの農業・園芸・牧畜・家政学の初歩教授を規定せねばならない。	州議会は、州のコモン・スクールのため教科書の体系を規定せねばならない。州議会は、知事による現職教育者より成る委員会の任命を認可し、同委員会により地方学校区でコモン・スクール使用教科書が選定されるための、公式の複数の教科書目録を準備させるものとする。
ユタ (1896) Art. 10 Sec. 9, 10		州公立学校ではメートル法が教えられねばならない。	州議会も、州教委も、コモン・スクールで使用される教科書を規定する権限を有しない。

ヴァージニア (1971) Art. VIII Sec. 5(d)		州教委は、州公立学校諸課程で使用される教科書・教授補助資料を認可する権限を有する。
ワイオミング (1890) Art. VII Sec. 11		州議会も州教育長も、公立学校で使用される教科書を規定する権限を有しない。

なければならない。」³⁴⁾ (Art. XII Sec. 12)としている。また、ネブラスカ州憲法では、「コモン・スクールの諸教科は公立・私立・宗派・教区学校において英語で教えられねばならない。」³⁵⁾ (Art. I Sec. 27)と定め、公立以外のコモン・スクールにも教授用言語としての英語の使用を強制している。なお、同州憲法のかかる規定が特に「権利章典」の一節のなかで公用言語 (official language)としての英語の使用と関連して定められていることも、あわせて指摘される。

次に、教科の種類もしくはその具体的内容については、ルイジアナ、ノース・ダコタ、オクラホマ、ユタの4州憲法が初等学校、コモン・スクール、公立学校あるいはすべての学校を対象とした関係規定を有している。たとえば、ルイジアナ州憲法では、「初等学校では州・国家政府の憲法制度や市民の諸義務に関する授業を含む基本的諸教科が教えられなければならない。」³⁶⁾

(Art. XII Sec. 3)とある。また、オクラホマ州憲法では、「州議会は州のコモン・スクールでの農業・園芸・牧畜・家政学の初歩教授を規定しなければならない。」³⁷⁾ (Art. XIII Sec. 7)としている。いずれも、実質的には義務教育の学校の教科に関する規定としての意味をもつが、前者において公民的分野を含む諸教科が要求されているのに対して、後者において職業的分野の諸教科があげられていることは、確かに興味ある対照をなしている。加うるに、ノース・ダコタ州憲法では、すべての学校で「誠実・節制・清廉・公共心やあらゆる種類の正直な労働」を尊ぶような諸教科が教えられるべきこと (Art. VIII Sec. 149)として「道徳教授」の必要を規定しているほか、さらに「コース・オブ・スタディ (course of study) の適正な画一性を確保するために」州議会が必要な措置をとるべきこと (Art. VIII Sec. 151)まで規定している。³⁸⁾

それから、教科書の編集・採択・選定については、カリフォルニア、コロラド、ニュー・メキシコ、オクラホマ、ユタ、ヴァージニア、ワイオミングの7州憲法が何らかの関係規定を有している。たとえば、カリフォルニア州憲法では、「州教育委員会は州全域の昼間・夜間初等学校において使用するために統一的な教科書シリーズを編集し、もしくは編集させ、かつ採択しなければならない。」³⁹⁾ (Art. IX Sec. 7)と定めている。したがって、同州では、この規定に基づいて義務教育の基底をなす初等学校を対象に州定教科書制度が維持されているわけである。また、ヴァージニア州憲法では、「州教育委員会は州公立学校の諸課程において使用される教科書および教授補助資料を認可する権限を有するものとする。」⁴⁰⁾ (Art. VIII Sec. 5(d))と定めている。ここでは義務教育の中核学校である公立初等・中等学校を対象に州検定教科書制度が規定されているといえる。これらに対して、コロラド、ユタ、ワイオミングの3州憲法では、州議会も州教育委員会もしくは州教育長も公立学校で使用される「教科書を規定する権限を有しない」と定めて、いちじるしい対照を見せている。なお、オクラホマ州憲法では、地方学校区におけるコモン・スクールの教科書選定のための委員会の設置まで規定している。

もちろん、上記若干州憲法の規定から、義務教育の教育内容に関する一般的実状を推測することは困難である。参考までに付言すれば、アメリカの学校では、通常、英語が教授用言語とされ

かつ少なからぬ州においては法規によりこのことが規定されており、英語を話すことができない子弟の多い州や学校区ではかれらの話す他の言語に熟達した教師の英語による授業が要求されている場合もある。⁴¹⁾ また、教科の種類を含めて教育課程については、通例、各州の法規により何らかの規定が設けられ、そのなかでは概して読・書・算・アメリカ史・公民・保健・体育・安全教育・アルコール害などが特に義務教育の中核学校である公立学校で教えられるよう要求されている。⁴²⁾ それから、教科書については、前記カリフォルニア州の場合は別として、ごく普通には教科書出版社（1966年現在、全国で96社）が出版したもののうちから州や地方学校区当局が所管の初等・中等学校での使用のために各教科を通じて一つもしくは若干の種類のを教科書として採択している。⁴³⁾

4 最近若干州憲法の義務教育規定の動向

アメリカの近代的義務教育制度は、1852年にマサチューセッツ州においてそれが先鞭されて以来次第に普及し、かつ今世紀にはいって初等教育の段階にとどまらず前期中等教育の段階にまでおよび、さらに若干州では後期中等教育の義務化も実施されるにいたっている。

また、義務教育に直接・間接関連する州憲法規定としては、既に明らかにしたように、就学義務について7州が、また無償について30州が、さらに教育内容について11州が、それぞれ何らかの規定を設けている。特に若干州憲法において、公立学校以外の「他の手段」（家庭を含めて）による義務教育履行が認められていることも、アメリカ教育における親権尊重の観点から注目されてよいと思う。

しかし、現行州憲法のなかでも、近年制定もしくは改正された若干州憲法では、概してその短文簡略化への一般的動向を強く反映して、義務教育に関する具体的な言及が次第に減少しつつあることが指摘される。たとえば、1956年および1959年制定のアラスカおよびハワイ州憲法ではかかる規定はまったく存しない。また、1971年改正のヴァージニア州憲法では、ごく抽象的に州議会が「初等・中等義務教育」を規定すべきこと⁴⁴⁾（Art. VIII Sec. 3）と定めているにすぎない。このことは、義務教育に関する具体的規定が憲法事項としてよりもむしろ州議会の立法事項として扱われる傾向にあることを意味していると思われる。

〔注および引用・参考文献〕

- 1) P. E. Cubberley; Public Education in the United States, revised and enlarged ed., 1947, p. 17.
- 2) *ibid.*; p. 18.
- 3) L. C. Deighton ed.; the Encyclopedia of Education, vol. 2, 1971, p. 376.
- 4) 梅根 悟監修 世界教育史体系17 アメリカ教育史 I 講談社 昭50 26ページ。
- 5) E. P. Cubberley; *op. cit.*, p. 177.
- 6) E. W. Knight and C. L. Hall; Readings in American Educational History, 1951, p. 365.
- 7) 上原貞雄著 アメリカ教育行政の研究 東海大学出版会 昭46 190-191ページ。
- 8) M. K. Remmlin; School Law, 1950, pp. 225-226.
- 9) オレゴン事件の詳細については、上原貞雄著前掲書190-194ページ参照のこと。

- 10) F. N. Thorpe ed.; *The Federal and State Constitutions, Colonial Charters and Other Organic Laws of the States, Territories, and Colonies Now-or-heretofore Forming the United States of America*, vol. 4, 1909, p.2213.
- 11) *ibid.*, vol. 5, p.2818.
- 12) *ibid.*, vol. 6, p.3300.
- 13) P. Monroe; *Founding of American Public School System*, 1940, p.332.
- 14) F. N. Thorpe ed.; *op. cit.*, vol. 2, p.1069.
- 15) S. S. Abrahamson ed.; *Constitutions of the United States, National and State*, 1962, vol. 1. *Constitution of California*, p. 55.
- 16) *ibid.*; vol. 2, *Constitution of Oklahoma*, pp.70-71.
- 17) E. W. Knight and C. L. Hall; *op. cit.*, p.365.
- 18) S. S. Abrahamson ed.; *op. cit.*, vol. 2, *Constitution of Oklahoma*, p.71.
- 19) *ibid.*; vol. 1, *Constitution of Louisiana*, p.190.
- 20) *ibid.*; vol. 1, *Constitution of California*, p.55.
- 21) *ibid.*; vol. 1, *Constitution of Colorado*, p.34.
- 22) *ibid.*; vol. 1, *Constitution of Kentucky*, pp.9-10.
- 23) 1954年の黒人分離教育事件に関する連邦最高裁判所判決の詳細については、上原貞雄著前掲書を参照のこと。
- 24) 天城 勲, 平塚益徳, R・Hアンダーソン編 海外教育情報〈アメリカ編〉第一法規 昭46 58-60ページ。
- 25) R. D. Gatti and D. J. Gatti; *Encyclopedic Dictionary of School Law*, 1975, p.58. L. O. Garber; *The Yearbook of School Law*, 1963, pp.179-180.
- 26) S. S. Abrahamson ed.; *op. cit.*, vol. 1, *Constitution of Illinois*, p.33. (Additional Supplement)
- 27) *ibid.*; vol. 1, *Constitution of California*, p.54.
- 28) *ibid.*; vol. 2, *Constitution of North Dakota*, p.152.
- 29) C. V. Good ed.; *Dictionary of Education*, 3rd ed., 1973, p.238.
- 30) A. A. Douglass; *The American School System*, 1940, p.707.
- 31) R. D. Gatti and D. J. Gatti; *op. cit.*, p.131.
- 32) A. B. Moehlman; *School Administration*, 2nd ed., 1951, p.198.
- 33) R. L. Ebel ed.; *Encyclopedia of Educational Research*, 1969, p.1473.
- 34) S. S. Abrahamson ed.; *op. cit.*, vol. 1, *Constitution of Louisiana*, p.192.
- 35) *ibid.*; vol. 2, *Constitution of Nebraska*, p.9.
- 36) *ibid.*; vol. 1, *Constitution of Louisiana*, p.190.
- 37) *ibid.*; vol. 2, *Constitution of Oklahoma*, p.71.
- 38) *ibid.*; vol. 2, *Constitution of North Dakota*, p.152.
- 39) *ibid.*; vol. 1, *Constitution of California*, p.55.
- 40) *ibid.*; vol. 2, *Constitution of Virginia*, p.14. (Additional Supplement)
- 41) R. D. Gatti and D. J. Gatti; *op. cit.*, p.93.
- 42) 文部省大臣官房 主要国における学校制度と教育課程 昭41 25ページ。
- 43) R. L. Ebel ed.; *op. cit.*, p.1475.
- 44) S. S. Abrahamson ed.; *op. cit.*, vol. 2, *Constitution of Virginia*, pp.13-14 (Additional Supplement)